

**令和2年度第3回全国瞬時警報システム (Jアラート) の全国一斉情報伝達試験を実施**

大規模災害などの発生時に国からの緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(Jアラート)を使用した情報伝達試験が、全国一斉に行われます。市内でもすべての防災行政無線を起動し、試験放送を行いますので、ご了承ください。  
【実施日時】10月7日(水)午前11時

◆試験放送の内容  
(上りチャイム音)「これはJアラートのテストです(3回繰り返し)。こちらは防災清瀬です。」(下りチャイム音)  
☎防災防犯課防災係 ☎042-497-1847



**1,000円で1,500円分の食事を!**

**「#清瀬エール飯チケット」第2弾**

**10月3日(土)発売開始!**

新型コロナウイルス感染症の影響が続くなかで、感染防止対策を徹底し、かつテイクアウトやデリバリーなどに取り組む飲食店支援のため、7月に販売した「#清瀬エール飯チケット」の第2弾を販売します。  
☎清瀬商工会 ☎042-491-6648



価格	1冊1,000円(500円券×3枚、プレミアム率50%)
利用期間	10月3日(土)~11月3日(火)
利用可能店舗	清瀬市内の「#清瀬エール飯チケット」取扱飲食店 ・テイクアウトやデリバリーに対応している店舗 ・感染防止徹底宣言ステッカーを取得している店舗 ※詳しくは「#清瀬エール飯」アプリにてご覧ください
販売場所	清瀬市内の取扱飲食店 ※取扱飲食店でテイクアウトやデリバリー、店内での飲食を利用した際に1人最大2冊まで購入できます。チケットのみの販売は行いません。
利用上の注意	・おつりは出ません。500円以上のお支払の際にご利用ください。 ・購入済みチケットはいかなる場合も換金、返金、転売はできません。



アプリはこちら

**消費生活相談の現場から**

解約したくても解約できない!  
インターネット通販の定期購入トラブル

【事例】

「ダイエットサプリがお試し100円!」というインターネット広告を見て申込みをした。その後同じ商品が10個届き、商品代金として2万円の請求書が同梱されていた。あわてて事業者にお問い合わせしたところ、「定期購入となっております。初回を含め3回までは解約できない。購入条件はしっかり記載している」と言われた。自分は100円だから申し込んだのであり、このような高額な料金がかかると知っていたら購入しなかった。



また表示自体はしていても容易に確認できないほど離れた場所に表示することは禁止されています。それにも関わらず、消費者が申し込んだ実際の最終確認画面では総支払額の記載はなく、初回分の金額しか表示されていないケースがあることが分かっています。

【アドバイス】

『お試し500円』などとうたいながら実は定期購入だった「電話がつながらず解約できない、つながっても解約に応じない」など、インターネット通販の定期購入に関する相談が急増しています。定期購入を1回の申し込みで契約させる場合、申し込みの最終確認画面上に販売条件を含む契約内容や消費者が最終的に支払うことになる支払総額を明示しなければならぬことになっています。

センターが事業者と定期購入の解約交渉をする際、こうした最終確認画面の提示が解約の決め手となる場合があります。申し込む際、スクリーンショットを撮るなどして最終確認画面を保存しておきましょう。派手な広告や安い価格に気を取られがちですが、すぐに飛びつかず、定期購入が条件となっていないか、支払総額や解約・返品の内容など冷静に確認することが大切です。

☎消費生活センター ☎042-495-6212 (相談専用)

**新型コロナウイルス感染症対策事業 「清瀬市中小企業等応援給付金」のご案内**

清瀬市と清瀬商工会が連携し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているが、国の「持続化給付金」の対象とならなかった中小企業者や個人事業者に事業継続の下支えとするための応援金20万円を給付します。

◆対象事業者

【共通条件】①清瀬市内に主たる事業所がある中小企業者及びフリーランスを含む個人事業者②申請日時点で国の「持続化給付金」を申請しておらず、交付対象ではないこと③今後も事業を継続する意思を有していること

【個別条件】①令和元年8月以前に創業された事業者=令和2年1月から令和2年12月までの任意の月と前年同月比で売上高が、10%以上50%未満減少した月が1か月間あること②令和元年9月から令和元年12月に創業された事業者=令和2年1月から令和2年12月までの任意の月とその月を含む連続する3か月の平均売上高を比較して10%以上50%未満減少していること③令和2年1月から令和2年3月に創業された事業者=令和2年1月から令和2年12月の任意の月の売上高と、創業月から令和2年3月の平均売上高と比較して10%以上50%未満減少していること④令和2年4月1日から令和2年5月31日までに創業された事業者=創業者支援として、売上高の増減に関わらず対象

◆申請方法  
☎新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年1月15日(金)(消印有効)までに簡易書留などの配達記録が残る方法で〒204-0022 清瀬市松山2-6-23 清瀬商工会へ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

◆清瀬商工会で相談会を実施中  
清瀬市中小企業等応援給付金の申請相談や、税務相談などを事前予約制で税理士が対応します。  
☎12月24日(木)までの月・水・木曜日午前10時~午後4時(祝日、正午~午後1時を除く)  
※詳しくは、清瀬商工会へお問い合わせください。

◆必要書類(④・⑤以外は市及び

清瀬商工会ホームページからダウンロード可)

【法人・個人事業者共通】①申請書②誓約書③口座振替依頼書④対象月の売上が分かる書類(売上台帳、帳簿、試算表の写しなど)⑤振込口座が分かる書類(会社名義(法人)または事業者名義(個人)の通帳のうち、振込口座が分かるページの写し)⑥チェックリスト⑦委任状(代理申請の場合)

【法人事業追加書類】履歴事項全部証明書(法務局の証明印があり、3か月以内に取得したもの)・直近の確定申告書の写し(確定申告書別表一の写し、法人事業概況説明書両面の写し)

【個人事業者追加書類】開業届の写し(個別条件②・③・④に該当する場合)・直近の確定申告書の写し(確定申告書第一表の写し、青色申告の方は青色申告決算書一式の写し、白色申告の方は収支内訳書一式の写し)

◆申請方法  
☎新型コロナウイルス感染症予防対策のため、令和3年1月15日(金)(消印有効)までに簡易書留などの配達記録が残る方法で〒204-0022 清瀬市松山2-6-23 清瀬商工会へ☎清瀬商工会 ☎042-491-6648、産業振興課産業振興係 ☎042-497-2052

◆清瀬商工会で相談会を実施中  
清瀬市中小企業等応援給付金の申請相談や、税務相談などを事前予約制で税理士が対応します。  
☎12月24日(木)までの月・水・木曜日午前10時~午後4時(祝日、正午~午後1時を除く)  
※詳しくは、清瀬商工会へお問い合わせください。

**国勢調査にご協力を**

ただ今、5年に1度実施される日本で最も重要な統計調査「国勢調査」を、実施しています。この調査は、生活環境の改善や防災計画など、私たちの生活に欠かせないさまざまな施策に役立てられる

大切なものです。ご協力をよろしくお願いいたします。

また、国勢調査を装った詐欺には十分ご注意ください。

☎文書法制課統計係 ☎042-497-2032

インターネット回答期間

10月7日(水)まで

全16問でかんたん

世帯員の数 16 問 出生の年月

職業 住居

出生の年月や職業など世帯員に関する設問と、住居の種類や世帯員の数などの世帯に関する設問の16問です。

郵送(紙の調査票)での回答期間

10月1日(木)~10月7日(水)



国勢調査2020総合サイト

回答時間



ひとり暮らしの方の場合で約10分程度で終了する簡単な調査です。

国勢調査のご回答は、できる限り「インターネット」または「郵送」でお願いします。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

上記の提出方法が難しい場合は、調査員が直接回収します。調査員回収をご希望の方は、調査書類配布時に調査員へ伝えるか、文書法制課統計係 ☎042-497-2032にお問い合わせください。